



知的財産推進計画2005 の紹介

弁理士 宮永 栄

2002年の小泉総理大臣の施政方針演説で、知的財産戦略を国家戦略とする旨が打ち出され、2003年に知的財産戦略本部が設置されました。いよいよ知財に脚光が浴びられるようになったのですが、この具体的内容については報道であまり取り上げられず、何が話し合われているのが見え難いのが実情です。

そこで、今回、かかる知的財産戦略本部が2005年6月10日に発表した「知的財産推進計画2005」を簡単にご紹介します。

この計画書は知財に関する事案について多岐に渡って提言されており

ます。例えば、大学等における知的財産の創造の推進、産学官連携の推進、デザイン戦略の推進、特許審査の推進、模造品・海賊版対策、企業の知的財産の戦略的活用の推進、中小企業の支援、地域振興、コンテンツビジネスの推進等です。

商標の視点では、やはり模倣品・海賊版対策が興味を惹きます。税関（水際）での簡易迅速な取締り制度の実現、個人輸入の問題、輸出行為や通過の取締り、標章を切除した形での輸出行為等、巧妙な輸出行為に対して検討の必要性が示されています。知的財産立国の実現を目指して

いる日本として、法律の目を潜った巧妙な精神的脱法行為は排除するという姿勢が打ち出されています。

これらの提言のもとに関係省庁や団体が議論を行い、知的財産推進計画に沿った制度や報告を行っています。計画の中には模倣品・海賊版拡散防止条約の実現を目指す、というのでも示されています。知財に携わる人にとってはとても重要な計画書で、一人一人が計画の実行に向けて努力することで世界に誇れる知的財産立国となるのではないのでしょうか。

以上